

向島NTステップアップサポート審査会設置要綱

(設置)

第1条 向島ニュータウン・地域団体活動ステップアップサポート事業について、採択事業を審査するため、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）第26条に規定する委員会として、向島NTステップアップサポート審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(委員の構成)

第2条 審査会は、委員6名以内をもって構成する。

2 審査会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 向島まちづくりビジョン推進会議委員
- (2) その他、市長が適当と定める者

(委員の任期)

第3条 条例第28条第1項に規定する市長が定める期間は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(招集及び議事)

第5条 審査会は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が存在しないときの審査会は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、都市計画局都市企画部都市総務課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月28日から施行する。